

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十市長 中平 正宏

市町村名 (市町村コード)	四万十市 (39210)
地域名 (地域内農業集落名)	東山地区 (古津賀、佐岡、安並、秋田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月9日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(古津賀)

基盤整備済の農地が大部分となっており、中心経営体による農地の集積が進んでおり、令和2年度からは中山間地域等直接支払交付金を活用し、また多面的機能支払交付金も活用し、農地の維持管理を行っている。一方で、耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地があることと、法面や水路等の管理も負担となっている部分もある。担い手については、一定、確保されており、今後20年程度の農地集積と維持管理は目処が立っている。施設面では、用水路、排水路の老朽化が著しく、営農継続の支障となっている部分がある。

(佐岡)

基盤整備が未整備の区域であり、耕作条件の良い一部で水稻が行われているが、耕作放棄地となっている農地が多い。水利組合において、一定の農地の維持管理を行っているが、担い手はいない状況となっている。

(安並)

基盤整備済農地と未整備地があり、水稻が中心となっている。多面的機能支払交付金を活用し、一定の農地の維持管理を行っているが、未整備地においては、耕作放棄地も存在する。水稻生産組合があり、農作業を受託し活動しているが、大型機械の更新の目処がたっておらず、機械更新ができない場合には、受託できなくなる事態も想定される。担い手も少数かつ高齢であり、担い手は十分でない状況となっている。

(秋田)※麻生含む

基盤整備済農地と未整備地があり、整備地では施設園芸と水稻が中心となっている。未整備地においては、休耕中の農地もあるが、多面的機能支払交付金を活用し、一定の農地の維持管理を行っている。施設園芸が行われている区域においても、排水路が小さいなどの理由で、浸水する地域もある。

現在、一定規模の営農が行える経営体があるため、農地の利用・集積は一定の目処がたっているが、10年先には、現在の農業者が高齢化するため(特に麻生)、担い手の確保をどうするかという課題はある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地区内で新規就農者の確保・育成とともに、新たな農地の受け手の確保が必要
- ・他地区の経営体を地域の担い手として位置付け、農地の利用・集積を図る
- ・農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	209.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	110 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・基盤整備ができていない農地は優先的に利用、管理する
- ・耕作者がおり、今後も利用が可能な農地を優先的に管理する
- ・耕作継続が厳しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

(古津賀)

地域内に中心経営体となる担い手が一定存在するため、農地の集積・集約については、この中心経営体が中心となるが、将来を見据えた場合、新たに認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することも必要となる。また、浸水しない農地においては、高収益作物(野菜等)の栽培も視野に入れて、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進する。

(佐岡)

地域内には担い手は存在せず、個々の飯米農家が小規模で耕作している状況であり、農地の集積・集約の目処はたっていない。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、地域内での集落営農による農地集積等も一定視野に入れる必要もあり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。

(安並)

地域内には、担い手が存在するが、少数かつ高齢であるため、将来の農地の集積・集約については、この担い手の後継者等となるが、現時点では目処はたっていない。しかし、基盤整備地は耕作条件も良く、現在も地域外から入り作もあるため、地域外の担い手が集積していくことも視野に入れる必要がある。また、担い手は十分でないことから、集落営農による農地集積等も一定視野に入れる必要もあり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。

(秋田)

地域内には、施設園芸の経営体が多いため、農地の集積・集約については、現在水稻を行っている中心経営体が担うほか、地域外からの入り作も視野に入れる必要がある。基盤整備地は施設園芸に適しており、施設園芸を行う認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。また、担い手は十分でないことから、集落営農による農地集積等も一定視野に入れる必要もあり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。また、認定農業者や認定新規就農者が施設園芸等を行う場合の農地のマッチングにおいても、農地中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

中心経営体への農地集積や農業の生産効率の向上には、基盤整備は必須であり、未整備地においては、将来的には、基盤整備及び再整備、用水路の整備を視野に入れ、事業実施主体の育成や集落営農組織等の設立に向けた取り組みを行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

今後、高齢化や後継者不足のため耕作困難となることが考えられる地区については、地区内外の中心経営体である認定農業者や担い手・集落営農組織等への農作業委託を積極的に進めていき、安定的な耕作維持につなげていく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後、高齢化や後継者不足のため耕作困難となることが考えられる地区については、地区内外の中心経営体である認定農業者や担い手・集落営農組織等への農作業委託を積極的に進めていき、安定的な耕作維持につなげていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ③ドローン・草刈り機・IT等を導入し、省力化を図る。
- ⑤国営農地での果樹栽培の振興を行う。
- ⑦土地条件の良好でない農地については、保全管理を行う。
- ⑧良好な農地で集積を進めるため、補助事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。